処分の名称	充てん設備の保安検査
根拠法令・条項	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和 42 年 12月 28日法律第 149号)第 37条の 6 第 1 項
関係法令・条項	 ・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第2項及び第37条の6第2項 ・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則(平成9年3月10日通商産業省令第11号)第64条及び第81条第1項
審 査 基 準	 ・バルク供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める告示(平成9年3月17日通商産業省告示第127号) ・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈の基準について(平成31年3月15日20190308保局第5号) ・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用について(令和3年2月25日20210203保局第1号)
標準処理期間	検査終了の日から 20 日